

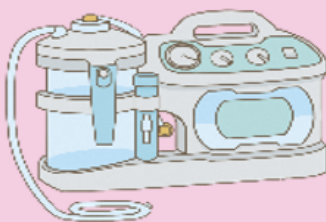
道立学校における 医療的ケア

道立学校では、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が、安全な環境で、安心して教育を受けることができるよう、学習活動を支援するために、学校に医療的ケア看護職員を配置し、医療的ケアを実施しています。

学校で実施している医療的ケアの例



人工呼吸器



たんの吸引



経管栄養 等

- 学校で実施する医療的ケアは、児童生徒に対して、家庭で日常的に行われる医行為のうち、学校生活を送る上で必要となる医行為が対象です。
- 児童生徒の体調や医行為の内容により、主治医の指示の下、「学校での実施が可能かどうか」、また、特別支援学校では、「実施者は医療的ケア看護職員か教員か」等を検討します。
- 児童生徒の体調や医行為の内容によっては、医療的ケアを実施できない場合や保護者の協力をお願いする場合があります。
- 校外学習等における医療的ケアの実施については、お子様の体調や校内体制などを踏まえて個別に検討し、対応します。

**安全な実施のためには
保護者・主治医・学校の連携が不可欠です！**

また、道立特別支援学校では、認定を受けた教員が、一定の条件の下で、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の5つの行為を、医療的ケア看護職員と連携して、実施している場合もあります。

学校における医療的ケア実施までのながれ

保護者は、医療的ケアの内容や実施手順などについて、学校から説明を受けます。

保護者は、学校で実施を希望する医療的ケアの内容などについて、主治医と相談した上で、学校に申請書（所定の様式あり）を提出します。

保護者は、医療的ケア実施の可否について学校から説明を受け、実施する内容や実施者、保護者の役割など、学校と保護者で共通理解を図ります。

安全に医療的ケアを実施する体制づくりのために、お子様の様子を観察する期間があります。

学校は「医療的ケア 個別のケア・マニュアル」などを作成します。

医療的ケア看護職員が、「指示書」※により、主治医から指示を受けます。

保護者は「医療的ケアの実施」について、学校から通知を受けます。

学校で医療的ケアを行うことを同意した場合、保護者は学校に「同意書」を提出します。

医療的ケア看護職員による医療的ケアの開始

初回実施時は、保護者と医療的ケア看護職員で手技の確認を行います。

○その他、ご協力をお願いしたいこと

- ・学校との健康状態、診療情報等に関する情報共有
- ・学校行事、緊急時、災害時などにおける学校との連携
- ・入学後、お子様の状態を把握するまでの期間の付き添い
- ・教員が特定行為として医療的ケアを実施する際の研修への協力

☆詳細については、各学校に確認してください。

※教員等が特定行為として医療的ケアを実施する際には、「介護職員等喀痰吸引等指示書」を使用します。この場合は診療報酬の対象となり、有効期間は6ヶ月以内なので、更新手続きが必要です。

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課特別支援教育制度推進係
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
電話 011-206-6540 FAX 011-232-1049